留萌市の環境

~ 令和元年度版 ~



~ 美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために ~

) 🛑 🛑 🧶 (目 次)) 🛑 🛑

第1章 環境施策

1. 留萌市環境基本条例

地球温暖化や廃棄物をはじめとした今日の環境に関する問題は深刻となっており、これらに対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していく必要があります。

留萌市では現在の環境をより良く、さらに健全で恵み豊かなものにするため市民、事業者、市が 自らの課題と考え、連携・協力し積極的に環境保全に取り組んでいくことで環境への負荷を減らし、 将来を担う子どもたちが安心して暮らせる社会をつくるために、平成15年3月に「留萌市環境基 本条例」を制定し、同年4月1日から施行しています。

本条例は「留萌の街をきれいにする週間」、「環境の保全と調和した農業及び漁業の促進」、「環境 美化の推進」、「快適な冬の生活環境の保全及び創造」など地域に密着した内容が盛込まれています。 私たちが健康で文化的な生活を営むためには、健全で恵み豊かな環境を保全する必要があり、さ らにこれらを将来の世代へ受け継いでいくことが求められています。

2. 留萌市環境基本計画

今日の環境問題は複雑かつ多様化してきており、環境への負荷の要因は事業活動に伴うものばかりではなく、日常生活の営みの中で必然的に生じるものもその多くを占めるといわれています。

本市においては、環境保全の枠組みを示す「留萌市環境基本条例」を平成15年4月1日から施行しています。また、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「留萌市環境基本計画」を策定し、平成18年4月から施行しています。

(現在は第2期留萌市環境基本計画として平成29年4月1日から施行)

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例で 定められた4つの基本理念を実現することを目的とし、また、望ましい環境像を、美しい故郷を未 来の世代に引き継ぐために「環境意識の高い市民が集う快適環境都市るもい」としています。

計画策定後は、計画の周知を図るとともに、日常生活の中でできる環境保全行動(ライフスタイル)の啓発や、環境意識の向上に努めています。

3. 留萌市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、平成20年3月に留萌市地球温暖 化防止実行計画を策定しました。

この計画は、平成18年度を基準とし、平成24年度までの間で二酸化炭素の排出量を3%削減することを目標とし、温室効果ガスの排出抑制の具体的な取り組みとして、省エネルギーの推進、省資源の推進、廃棄物抑制の推進の3つを柱に進めてきました。

その後、平成25年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、市としても本計画の目標を引き続き進めてきた中で、平成27年度には、平成18年度比の二酸化炭素排出量が10.1%削減されました。

現在は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、平成29年に策定 した第2次留萌市地球温暖化防止実行計画(対象期間:令和3年度まで)を推進しています。

4. 環境学習講座

留萌環境ネットワークとの協力により、健全で 恵み豊かな留萌の環境を将来の世代へつなげてい くため、市民の自発的な環境保全に関する取り組 みの推進を図ることを目的に「市民環境学習講座」 を開催しています。

令和元年11月22日には、環境カウンセラーの石塚祐江氏を講師に招き、「海洋プラスチックごみと私たちの暮らし」をテーマとした講座を開催、約50名の市民が、海洋プラスチックごみの



出処やごみを分別して捨てることの大切さなどについて学びました。

5. 環境の日・環境月間

「環境の日」とは、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、日本では、平成5年11月に制定された「環境基本法」によりこの日が定められています。

また、環境省の主唱により、6月の1か月間を 「環境月間」とし、全国で環境に関する様々なイベントが行なわれています。



留萌市では、広く市民や事業者に対し、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に、るもいプラザ(令和元年6月7日~6月13日)、中央公民館(令和元年6月14日~6月18日)において、環境パネル展を開催しました。

6. お茶の間トーク

町内会や市内の各種団体から依頼を受け、市役所の各担当職員が意見交換(出前トーク)や新し い制度等の住民説明会(出張トーク)を行なっています。

令和元年度の環境保全課のメニューは、「留萌市環境基本計画」、「地球温暖化防止対策」、「循環型ごみ処理を目指して」となっています。

特にごみの分別については日ごろから皆さんが疑問に思っている内容や間違いが多いごみなど を具体的に説明し、正しい分別排出の普及を図っています。

7. 留萌の街をきれいにする週間

市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、清潔で住み良い生活環境づくりを目指すため、留萌市環境基本条例において、「留萌の街をきれいにする週間」を春(5月24日~5月30日)と秋(9月24日~10月1日)にそれぞれ定めています。

主な内容としては、町内会や事業所による地域の清掃活動、クリーンステーションの塗装や点検などで、令和元年度の町内清掃には、124団体、4,178人が参加し、6,930 kgのごみが回収されました。

【表1-1 町内清掃実施状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加団体	118	111	118	124	124
参加人数	4,387	4,236	4,535	4,382	4,178
回収量	6,370 kg	5,990 kg	6,710 kg	7,880 kg	6,930 kg

8. クリーンアップ日本海

日本海地域は優れた景観をもつ海岸線をはじめと した豊かな自然に恵まれていますが、その海岸線は 投げ捨てられたごみや海から流れ着いたごみにより 景観が損なわれている実態にあることから、日本海 地域のイメージアップを図るため、本格的な観光シ ーズンを前に、一般市民・町内会・各種団体・民間 企業・官公庁の参加による日本海沿岸の清掃作業を 実施しています。

令和元年度は、5月30日 (ごみゼロの日) に実



施し、24団体、585名の参加により、3,910kgのごみが回収されました。

【表1-2 クリーンアップ日本海実施状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加団体	27	26	29	28	24
参加人数	786	829	842	700	585
回収量	6,560 kg	6,090 kg	5,650 kg	5,120kg	3,910kg

9. COOL CHOICE (クールチョイス)

「COOL CHOICE (クールチョイス)」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素づくりに貢献する製品への買い換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことです。

留萌市でも平成29年4月27日にクールチョイスを推進していくことを宣言し、市内でのイベント



や小学校での環境授業などを通じて、日常生活において可能な二酸化炭素削減の方法や大切さを啓発しています。

10. 環境緑地保護地区、自然環境保護地区

留萌市内には、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要のある地域として「北海道自然環境等保全条例」に基づき指定された地区が4か所あります。

【表1-3 環境緑地保護地区】

地区	指定年月日	面積	特徴
千望台	昭和 49 年 3 月 30 日	247.69ha	ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林
留萌神社	昭和 49 年 3 月 30 日	0.92ha	神社境内のナラ、イタヤ等の樹林地
幌糠神社	昭和 49 年 3 月 30 日	2.52ha	神社境内のトドマツ等樹林地、ナラ、イタヤ等 の広葉樹天然林

※環境緑地保護地区~ 昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された た地区で、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。

> 建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が 制限されています。

【表1-4 自然景観保護地区】

地	地区 指定年月日		面積	特徴
峠	下	昭和 49 年 3 月 30 日	46.84ha	ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林

※自然景観保護地区~ 昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、森林、草生地、山岳、丘陵、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が 制限されています。

第2章 環境調査事業

1. 水質関係

(1) 高砂川の状況

市街地を流れる高砂川は、千鳥町(東光小学校グランド下)から高砂町を経て、留萌川に合流する流路延長約1.5kmの小河川です。

高砂川の水質調査は、生活項目(5項目)と有害項目(9項目)をそれぞれ年1回、上流部と下流部において実施しています。

水質については、下水道の普及などにより基準値 内となっており、有害項目についてもこれまで基準 値を超えたことはありません。



【表2-1 高砂川水質分析調査(生活項目:毎年5月に実施)】

項目	基準値		H27	H28	H29	H30	R1
水素イオン濃度	6.0 ~ 8.5	上流	7.2	7.2	7.3	7.2	7.1
(pH)(°C)	0.0~6.5	下流	7.3	7.2	7.2	7.2	7.0
浮遊物質	ゴミの浮遊がいわ	上流	4	38	30	31	17
(SS)(mg/l)	が認められ ない	下流	4	9	9	8	4
溶存酸素	2.0<	上流	8.6	8.8	8	11	8.5
(DO)(mg/l)	2.0 <	下流	8.6	6.9	6.8	7.9	6.3
生物化学的酸素 要求量	10.0	上流	1.7	1.9	2.8	1.8	1.6
(BOD)(mg/l)	10.0>	下流	3.7	3.5	3.7	5.4	6.1
大腸菌群数		上流	110	700	54,000	23	4,600
(MPN/100ml)		下流	3,500,000	490,000	130,000	330,000	230,000

【表2-2 高砂川水質分析調査(有害項目:毎年11月に実施)】

項目	基準値		H27	H28	H29	H30	R1
カドミウム(mg/l)	0.001	上流	0.001 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
カルマクΔ(IIIg/ k)	0.001	下流	0.001 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
全シアン(mg/Q)	検出され	上流	0.01 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
エン) ン (iiig/ メ/	ないこと	下流	0.01 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛(mg/l)	0.01	上流	0.001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満
¥Д (III 6 / %)	0.01	下流	0.001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム(mg/l)	0.05	上流	0.005 未満				
八川 プロム(IIIg/ £)	0.03	下流	0.005 未満				
ヒ素(mg/Q)	0.001	上流	0.001 未満				
上	0.001	下流	0.001 未満				
総水銀(mg/Q)	0.0005	上流	0.0005 未満				
応ン八亚氏(IIIB/ V)	0.0003	下流	0.0005 未満				
アルキル水銀	検出され	上流	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
(mg/Q)	ないこと	下流	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
DCD(mg /0)	検出され	上流	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB(mg/l)	ないこと	下流	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物	検出され	上流	0.01 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
(mg/2)	ないこと	下流	0.01 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

<u>**検出されないこととは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。</u>

(2) 副港の状況

副港は、留萌港の最奥部にあり、以前は木材の貯木場として利用されていました。 副港の水質調査は、生活項目(5項目)と有害項目(9項目)をそれぞれ年1回実施しています。

水質については基準値内となっており、有害項目についてもこれまで基準値を超えたことはありません。

【表2-3 副港水質分析調査(生活項目:毎年5月に実施)】

項目	基準値	H27	H28	H29	H30	R1
水素イオン濃度 (pH)(°C)	6.0 ~ 8.5	7.5	7.7	7.9	8	7.9
浮遊物質 (SS)(mg/l)	ゴミの浮遊が 認められない	7	6	5	7	4
溶存酸素 (DO)(mg/l)	2.0<	7	7.2	7.8	10	9.2
化学的酸素要求量 (COD)(mg/l)	8.0>	2.6	2.7	2.9	3.1	2
大腸菌群数 (MPN/100ml)	-	7,900	7,900	2,200	1,100	2,300

【表2-4 副港水質分析調査(有害項目:毎年11月に実施)】

項目	基準値	H27	H28	H29	H30	R1
カドミウム(mg/l)	0.001	0.001 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
全シアン(mg/ℓ)	検出され ないこと	0.01 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛(mg/Q)	0.01	0.001 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム(mg/l)	0.05	0.005 未満				
ヒ素(mg/Q)	0.01	0.003	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総水銀(mg/Q)	0.0005	0.0005 未満				
アルキル水銀 (mg/Q)	検出され ないこと	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB(mg/Q)	検出され ないこと	0.0005 未満	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物 (mg/ℓ)	検出され ないこと	0.01 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

[※]検出されないこととは、測定方法の定量限界を下回ることを言う。

(3) 地下水の状況

明元町3丁目で湧き出ている地下水の水質検査は 有害項目(3項目)を年1回8月に実施しています。 水質については、各項目とも基準値以下の数値と なっています。

▼地下水採水の状況



【表2-5 地下水水質分析調查】

項目	基準値	H27	H28	H29	H30	R1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	1	0.0005 未満				
トリクロロエチレン (mg/l)	0.01	0.002 未満				
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.01	0.0006	0.0006	0.0006	0.0005	0.0006

(4) 水産加工場排水の状況

1日の排水量が50㎡未満の水産加工場の排出水の水質調査を年1回実施しています。 なお、結果が参考基準値を超えた場合には、原因や改善策について報告を受けています。

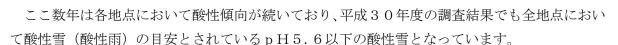
2. 大気関係

(1)酸性雪の状況

酸性雪は、化石燃料の燃焼や火山活動等から発生する硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)等が大気中の水や酸素と反応し酸性物質が生じることにより起こる現象です。

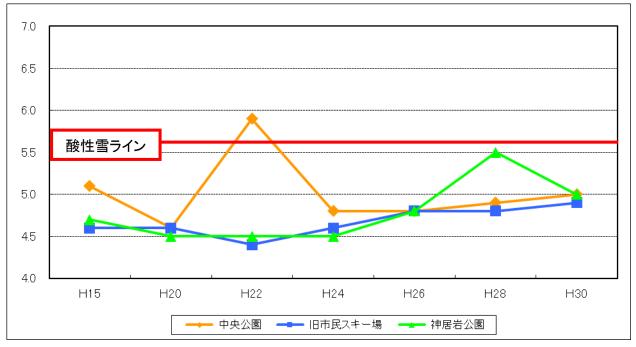
雪解け水に酸性物質が濃縮して含まれていると植物の成長や水系の動物に悪影響を及ぼすことなどが 懸念されています。

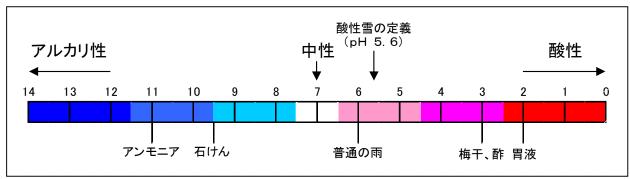
留萌市内では旧市民スキー場、中央公園、神居岩 公園の3地点において、2年に1回2月に調査しています。





【図2-1 酸性雪調査結果の推移 (pH)】





(2) スパイクタイヤ等装着率実態調査

昭和50年代、スパイクタイヤの使用が原因で、粉じんによる大気汚染や舗装路面の損傷などが社会問題となったことから、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、留萌市は平成6年度に同法律第5条に基づく地域に指定されました。

緊急車両等を除き、スパイクタイヤの使用は積雪や路面凍結に限られており、平成16年度よりタイヤの溝に装着した金属類(ピン等)もスパイクタイヤに該当するとされています。

留萌市では、毎年11月から3月までの間、市内3か所において月1回のスパイクタイヤ等装着状況実態調査を実施していますが、ここ数年間のスパイクタイヤ(装着式スパイクピン等を含む)装着率は1%未満で推移しています。

【表2-6 スパイクタイヤ等装着状況実態調査結果】

年度別	スタッドレスタイヤ	スパイクタイヤ等	合計	スパイクタイヤ 装着率(%)
平成 27 年度	3,394	6	3,400	0.18
平成 28 年度	3,468	3	3,471	0.09
平成 29 年度	3,561	10	3,571	0.28
平成 30 年度	3,516	2	3,518	0.06
令和元年度	3,605	3	3,608	0.08

3. 騒音、振動関係

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それまで都道府県が行っていた一般市の「自動車騒音常時監視」が、路線が所在する市に移管されたため、平成24年度からは留萌市において「自動車騒音測定・評価」を実施しています。

調査対象7路線(市内の国道・道道) 10区間のうち、令和元年度は国道233号線(南町4 丁目)と道道留萌港線(港町2丁目)の2路線2区間の測定・評価を行い、それぞれ昼、夜間と も環境基準値以下となっています。

【表2-7 自動車騒音測定結果】

路線名	調査地点	測定	€値
始 禄石	調宜地点	昼	夜
国道233号線	南町4丁目	67dB	61dB
道道留萌港線	港町2丁目	61dB	52dB
環境基準	 隼値	70dB	65dB

4. 土壌関係

土壌のダイオキシン類調査は、市内の各公園より1か所を選定し、2年に1回実施していますが、これまで環境基準とされている1,000 (pg-TEQ/g) を超えたことはありません。

【表2-8 土壌のダイオキシン類調査】

実施年月日	実施場所	全毒性等量 (pg-TEQ/g)
平成 19 年 10 月 17 日	浜中運動公園	0.84
平成 21 年 10 月 21 日	神居岩公園	0.70
平成 23 年 10 月 21 日	黄金公園	0.35
平成 25 年 10 月 22 日	沖見公園	0.03
平成 27 年 11 月 17 日	錦町公園	0.66
平成 29 年 11 月 14 日	港北公園	5.10
令和元年 10 月 23 日	高砂公園	2.30
環境基準	1,000.00	

5. 悪臭関係

留萌市は、昭和55年4月1日より市街地のほぼ全域が悪臭防止法に定められている規制地域として指定されました。

その後、平成17年度に塩見町の一部が新たに加わるなど、規制地域の変更により、現在では留 前市内のほぼ全域が3段階ある区分の中で最も厳しい基準であるA地域(トリメチルアミンの場合 0.005 p p m) が適用されています。

6 公害苦情処理の状況

令和元年度に受理した苦情は6件ありました。

苦情の通報があったときは状況を確認し、場合によっては警察や消防などと連携して対応しています。

【表2-9 公害苦情数】

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大気汚染	1	1	1		
水質汚濁	3	1			
騒 音					
振 動					
悪臭	1	2		2	6
不法投棄	1				
その他					
合 計	6	4	1	2	6

第3章 一般廃棄物の状況

1. 一般家庭ごみ収集実績

平成25年度より留萌市・増毛町・小平町で構成する留萌南部衛生組合による広域でのごみ処理が始まり、またごみ分別の種類も17種類から現在は23種類となっています。

一般家庭ごみの収集量は減少傾向にあり、令和元年度は約3,775トンで、現在のごみ処理方式となった平成25年度の約4,351トンから約576トン減少しています。

【表3-1 一般家庭ごみ収集量(トン)】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃	系埋立ごみ	485. 6	474. 5	467. 0	460. 1	451. 9
不燃系埋立ごみ		1, 277. 2	1, 232. 7	1, 078. 1	1, 082. 7	1, 006. 1
生ごみ		981. 1	955. 3	976. 2	924. 9	905. 0
粗大ごみ		61.5	55. 7	59.8	62. 9	59. 9
	かん・びん	271. 4	258. 7	257. 5	247. 6	235. 1
	新聞紙・雑誌	499. 5	471.8	439. 2	417. 8	371. 6
	ダンボール	199. 4	188. 8	181.8	188. 8	171.8
	紙パック	8. 0	8. 0	8.0	8. 1	7.8
	プラ製容器	260. 3	249. 2	257. 7	262. 7	253. 8
資源	ペットボトル	81. 2	77. 4	80. 6	82. 4	82. 7
資源系ごみ	紙製容器	108. 9	101. 4	103. 8	104. 0	98. 1
こみ	雑がみ	48. 3	45. 8	45. 3	44. 0	41.0
	発泡スチロール	3. 6	3. 6	3. 6	3. 4	2. 9
	白色トレイ	5. 3	4. 8	5. 3	4. 9	4. 6
	金属類	12. 6	12. 1	13. 9	16. 1	17. 4
	危険ごみ	7. 8	7. 3	7. 5	8. 0	6. 2
	小 計	1, 506. 3	1, 428. 9	1, 404. 2	1, 387. 8	1, 293. 0
木く	ず	12. 6	7. 2	6. 5	6. 3	5. 7
草		24. 5	24. 1	26. 9	20. 5	19. 4
剪定枝		5. 5	3. 9	4. 6	4. 6	3.0
廃食	用油	7. 6	7. 6	7. 6	7. 5	8. 1
小型家電 合 計		27. 0	19.8	23. 3	22. 0	23. 3
		4, 388. 9	4, 209. 7	4, 054. 2	3, 979, 3	3, 775. 4

【表3-2 綿製品回収量(kg)】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2,014	2,032	2,351	1,532	1,834

留萌市の環境

令和元年度版

令和2年10月発行

発 行 留 萌 市

編 集 都市環境部環境保全課環境保全係

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL (0164) 42-1806

FAX (0164) 43-8778

URL http://e-rumoi.jp

Mail seikatukankyou@e-rumoi.jp